

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 真柄建設株式会社
代表者及び住所 石川県金沢市彦三町1-13-43
2. 指名停止措置期間 : 令和8年3月19日から令和8年4月29日まで(6週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 真柄建設株式会社は、大阪国道事務所から請け負った大阪府堺市内の国道26号堺高架橋(南安井町地区他)補強補修工事(橋梁補修)において、工場製作品である上下部エブラケットの溶接部におけるすみ肉溶接脚長の不足が判明したものである。
5. 指名停止措置理由 : 真柄建設株式会社が溶接部におけるすみ肉溶接脚長の不足を生じさせたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)に該当するため。
従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(過失による粗雑工事)

2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「地方整備局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)